



宮 崎 県 公 報

令和元年12月2日(月曜日) 第61号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

- 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則……………(医療業務課) 1
- 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(こども家庭課) 8
- 告 示
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 8

頁

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境管理課) 9
- 民有林の保安林の指定(2件)……………(自然環境課) 9
- 保安林の指定予定の通知……………(“) 9
- 指定代理納付者の指定……………(わ-ルみやぎ課) 9
- 歳入の収納の事務の委託……………(“) 10

公 告

- 保安林の皆伐面積の限度……………(自然環境課) 10
- 砂利採取業務主任者試験の合格者……………(企業振興課) 10
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 10

規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和39年宮崎県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(入院費の徴収)</p> <p>第6条 法第59条の4の規定により、入院に要する費用として措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者から、別表に定める額を徴収する。ただし、これらの者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による被支援者である場合は徴収しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置入院者等の所得税の合算額</th> <th>費用徴収額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,470,000円以下</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1,470,000円超</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 費用徴収額は、月額によって決定するものとし、その額は、措置入院者、その配偶者及び当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合にあっては、前前年分の所得税額)を合算した額を基礎として設定した額とする。</p>	措置入院者等の所得税の合算額	費用徴収額(月額)	1,470,000円以下	[略]	1,470,000円超	[略]	<p>(入院費の徴収)</p> <p>第6条 法第59条の4の規定により、入院に要する費用として措置入院者又はその配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)から、別表に定める額を徴収する。ただし、これらの者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合には、所管の福祉子どもセンター所長又は福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わないものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置入院者等の所得税額の合算額(年額)</th> <th>費用徴収額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>564,000円以下</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>564,000円超</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 費用徴収額は、月額によって決定するものとし、その額は、措置入院者並びにその配偶者及び当該措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者の当該入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以</p>	措置入院者等の所得税額の合算額(年額)	費用徴収額(月額)	564,000円以下	[略]	564,000円超	[略]
措置入院者等の所得税の合算額	費用徴収額(月額)												
1,470,000円以下	[略]												
1,470,000円超	[略]												
措置入院者等の所得税額の合算額(年額)	費用徴収額(月額)												
564,000円以下	[略]												
564,000円超	[略]												

下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。)の額を合算した額を基礎として認定した額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)又は同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 措置入院者又はその配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 措置入院者又はその配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでないで政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでないで政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に掲げるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 [略]

4 費用徴収額の認定に当たって当該措置入院者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用の有無、所得の有無及び所得割の額等を把握するため必要がある場合には、当該措置入院者又はその配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者から必要な書類を提出させ、又は市町村役場、福祉こどもセンター、福祉事務所等の関係機関若しくは当該措置入院者の配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者に対し照会等を行うものとする。

2 [略]

3 費用徴収額の認定に当たって当該措置入院者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律適用の有無、所得の有無及び種類並びに所得税額等を把握する必要がある場合には、保護者から必要な書類を提出させ、又は税務署、市町村役場、福祉こどもセンター等の関係機関若しくは保護者に対し照会等を行うものとする。

別記様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第2条関係)」に改める。
別記様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号(第2条関係)」に改める。
別記様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号(第2条関係)」に改める。
別記様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号(第2条関係)」に改める。
別記様式第5号の2中「様式第5号の2」を「様式第5号の2(第2条関係)」に改める。
別記様式第5号の3中「様式第5号の3」を「様式第5号の3(第2条関係)」に改める。
別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第3条関係)

タツ

受 診 通 知 書

住 所

氏 名

麻薬及び向精神薬取締法第58条の6第1項の規定に基づき、次のとおり診察を受けてください。

年 月 日

宮崎県知事

印

1 診察を行う者 精神保健指定医

住 所

(病院又は診療所において診療に従事している医師に
あつては、当該病院又は診療所の所在地及び名称)

氏 名

2 診察日時及び場所 精神保健指定医の指示する日時及び場所

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第4条関係)

タツ

入 院 命 令 書

住 所

氏 名

麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定に基づき、病院に入院してください。

年 月 日

宮崎県知事

印

1 入院する病院の所在地及び名称

2 入院する期日

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第8号中「様式第8号」を「様式第8号(第4条関係)」に改める。

別記様式第9号中「様式第9号」を「様式第9号(第5条関係)」に改める。

別記様式第9号の2中「様式第9号の2」を「様式第9号の2(第5条関係)」に改める。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第5条関係)

タツ

退 院 命 令 書

入院施設の所在地及び名称
氏 名

麻薬及び向精神薬取締法第58条の12の規定に基づき、 年 月 日退院してください。

年 月 日

宮崎県知事

印

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第11号中「様式第11号」を「様式第11号(第5条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第23号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則(平成4年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																					
<p>(自動販売機等管理者の要件)</p> <p>第7条 条例第16条の2に規定する規則で定める要件は、宮崎県内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 20歳未満の者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>様式第4号(第8条関係)</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="146 929 746 1144"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>添付書類</td></tr> <tr><td>1・2 [略]</td></tr> <tr><td><u>3 自動販売機等管理者が20歳未満の者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類</u></td></tr> <tr><td>4・5 [略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="146 1216 746 1249"> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第6号(第8条関係)</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="146 1321 746 1713"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>添付書類</td></tr> <tr><td>1 [略]</td></tr> <tr><td>2 変更の内容が自動販売機等管理者に係るものであるときは、自動販売機等管理者の住民票の写し、<u>自動販売機等管理者が20歳未満の者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類</u>、自動販売機等管理者に条例で定める義務の履行に関する一切の権限を委任していることを証する書類及び自動販売機等管理者が条例で定める義務を履行することを承諾していることを証する書類</td></tr> </table> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="146 1749 746 1783"> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	添付書類	1・2 [略]	<u>3 自動販売機等管理者が20歳未満の者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類</u>	4・5 [略]	[略]	[略]	添付書類	1 [略]	2 変更の内容が自動販売機等管理者に係るものであるときは、自動販売機等管理者の住民票の写し、 <u>自動販売機等管理者が20歳未満の者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類</u> 、自動販売機等管理者に条例で定める義務の履行に関する一切の権限を委任していることを証する書類及び自動販売機等管理者が条例で定める義務を履行することを承諾していることを証する書類	[略]	<p>(自動販売機等管理者の要件)</p> <p>第7条 条例第16条の2に規定する規則で定める要件は、宮崎県内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 20歳未満の者でないこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>様式第4号(第8条関係)</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="810 929 1410 1144"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>添付書類</td></tr> <tr><td>1・2 [略]</td></tr> <tr><td><u>3・4 [略]</u></td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="810 1216 1410 1249"> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第6号(第8条関係)</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="810 1321 1410 1713"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>添付書類</td></tr> <tr><td>1 [略]</td></tr> <tr><td>2 変更の内容が自動販売機等管理者に係るものであるときは、自動販売機等管理者の住民票の写し、自動販売機等管理者に条例で定める義務の履行に関する一切の権限を委任していることを証する書類及び自動販売機等管理者が条例で定める義務を履行することを承諾していることを証する書類</td></tr> </table> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="810 1749 1410 1783"> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	添付書類	1・2 [略]	<u>3・4 [略]</u>	[略]	[略]	添付書類	1 [略]	2 変更の内容が自動販売機等管理者に係るものであるときは、自動販売機等管理者の住民票の写し、自動販売機等管理者に条例で定める義務の履行に関する一切の権限を委任していることを証する書類及び自動販売機等管理者が条例で定める義務を履行することを承諾していることを証する書類	[略]
[略]																						
添付書類																						
1・2 [略]																						
<u>3 自動販売機等管理者が20歳未満の者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類</u>																						
4・5 [略]																						
[略]																						
[略]																						
添付書類																						
1 [略]																						
2 変更の内容が自動販売機等管理者に係るものであるときは、自動販売機等管理者の住民票の写し、 <u>自動販売機等管理者が20歳未満の者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類</u> 、自動販売機等管理者に条例で定める義務の履行に関する一切の権限を委任していることを証する書類及び自動販売機等管理者が条例で定める義務を履行することを承諾していることを証する書類																						
[略]																						
[略]																						
添付書類																						
1・2 [略]																						
<u>3・4 [略]</u>																						
[略]																						
[略]																						
添付書類																						
1 [略]																						
2 変更の内容が自動販売機等管理者に係るものであるときは、自動販売機等管理者の住民票の写し、自動販売機等管理者に条例で定める義務の履行に関する一切の権限を委任していることを証する書類及び自動販売機等管理者が条例で定める義務を履行することを承諾していることを証する書類																						
[略]																						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第560号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4512140247	ニチイケアセンタ ー門川	東臼杵郡門川町宮 ヶ原1丁目55番地 ワタナベテナント	株式会社 学館	ニチイ 東京都千代田区駿 河台2丁目9番地	令和元年12月1日	居宅介護、重度 訪問介護

宮崎県告示第 561号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 形質変更時要届出区域
別図のとおり（日向市大字日知屋字加賀側3389番1の一部）
（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

宮崎県告示第 562号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字天包
1581-8、1581-11、1581-21から1581-23まで
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 563号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字山田丙 306-1・丙 309（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。**

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 564号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字栗山 443-2（次の図に示す部分に限る。）、字杉木水流 531-3・531-4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 565号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定代理納付者の指定を受けた者
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号
- 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間

ふるさと宮崎応援寄附金
令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

宮崎県告示第566号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
ふるさと宮崎応援寄附金	株式会社さとふる	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで

公 告

保安林の令和元年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	569.75
北川	土砂流出防備保安林	83.42
北川	干害防備保安林	1.70
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	1,985.87
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	144.24
五ヶ瀬川	干害防備保安林	10.58
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	778.50
五十鈴川	土砂流出防備保安林	14.81
五十鈴川	干害防備保安林	16.26
五十鈴川	保健保安林	0.11
耳川	水源かん養保安林	1,790.25
耳川	土砂流出防備保安林	114.39
耳川	干害防備保安林	0.55
小丸川上流	水源かん養保安林	257.76
小丸川上流	土砂流出防備保安林	2.88
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,566.35
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	105.79
一ッ瀬川	干害防備保安林	2.15
一ッ瀬川	保健保安林	3.59
小丸川下流	水源かん養保安林	805.34
小丸川下流	土砂流出防備保安林	26.11
小丸川下流	干害防備保安林	2.66
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	658.05
川内川上流	土砂流出防備保安林	65.91
川内川上流	防風保安林	0.46

川内川上流	干害防備保安林	21.08
大淀川本流	水源かん養保安林	1,222.87
大淀川本流	土砂流出防備保安林	166.60
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.52
大淀川本流	干害防備保安林	14.25
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,622.87
本庄川	土砂流出防備保安林	12.16
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	2.74
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,063.99
大淀川中流	土砂流出防備保安林	51.47
大淀川中流	干害防備保安林	0.70
広渡川	水源かん養保安林	854.62
広渡川	土砂流出防備保安林	150.78
広渡川	干害防備保安林	1.68
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	225.88
福島川	土砂流出防備保安林	15.06
福島川	干害防備保安林	1.94

令和元年11月8日に実施した令和元年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

合格者なし

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、庄内土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年12月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	福村 修	都城市関之尾町5424番地
理事	長友 博	都城市菓子野町 10721番地1
理事	浜田 辰美	都城市山田町中霧島3430番地
理事	吉川 辰男	都城市乙房町1646番地1
理事	立山 伸一郎	都城市乙房町1679番地2
理事	新町 密森	都城市乙房町2550番地
理事	宮里 耕一	都城市関之尾町7197番地
理事	宝満 敏速	都城市庄内町 12763番地2

理事	島田 一 弥	都城市庄内町 12534番地 7	理事	藏 満 安 紀	都城市山田町中霧島3041番地 1
理事	鍋 倉 虎 雄	都城市庄内町8595番地	理事	浜 田 辰 美	都城市山田町中霧島3430番地
理事	宮 島 輝 雄	都城市菓子野町 10503番地 2	理事	白 谷 道 雄	都城市夏尾町6676番地 3
理事	田 村 凌	都城市菓子野町 11630番地 1	監 事	吉 川 純 一 郎	都城市野々美谷町1359番地
理事	坂之下 昭 二	都城市野々美谷町1390番地 5	監 事	新 町 政 利	都城市乙房町4093番地口
理事	常 盤 虎 男	都城市野々美谷町2243番地 3	監 事	今 村 孝 一	都城市菓子野町 10478番地 1
理事	出 水 薫	都城市夏尾町6933番地			
理事	藏 満 安 紀	都城市山田町中霧島3041番地 1			
監 事	今 村 孝 一	都城市菓子野町 10478番地 1			
監 事	花 原 正 二	都城市山田町中霧島3024番地			
監 事	竹 中 馨	都城市関之尾町5140番地 1			

(任期：令和5年11月6日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理事	内 村 光 春	都城市菓子野町 10141番地
理事	藏 満 貞 夫	都城市乙房町2948番地
理事	吉 村 嗣 義	都城市庄内町7968番地
理事	釘 村 祐 次	都城市乙房町1424番地口の 1
理事	吉 川 辰 男	都城市乙房町1646番地 1
理事	福 村 修	都城市関之尾町5424番地
理事	坂 元 正 孝	都城市関之尾町6989番地 1
理事	大川原 紀美生	都城市庄内町 12524番地
理事	鍋 倉 虎 雄	都城市庄内町8595番地
理事	花 村 涼 一	都城市菓子野町 11641番地
理事	長 友 博	都城市菓子野町 10721番地 1
理事	坂之下 昭 二	都城市野々美谷町1390番地 5
理事	常 盤 虎 男	都城市野々美谷町2243番地 3

--	--